

(入部及び退部) (入部・退部に関し、その者の意思を考慮せず団体の意向のみで入部・退部の決定がなされる内容は認めません。)

第8条 入部する者は、部長にその旨を伝え、入部届を提出する。

第9条 退部する者は、部長にその旨を伝え、退部届を提出する。

第10条 第9条において役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(会則その他の変更)

第11条 会則その他の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(罰則等)

第12条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- 一 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- 二 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- 三 第6条に定める部費を納めなかったとき。(部費を徴収する場合の例)
- 四 サークルの活動を著しく妨害したとき。
- 五 学生としての本分に反する行為があったとき。

附 則

本会則は、平成 年 月 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 年 月 日から施行する。

(この会則を決めた日を記載、途中で会則を変更した場合は必ず変更日を記載し、大学へ新しい会則を届出てください)

会則に関する注意事項 (会則に記載する必要はありません。)

- ※ 会則内容に疑義がある場合、学生支援課が指導・助言を行う場合があります。
- ※ 会則内容に関わらず、活動内容に関することや入部・退部に関すること等でトラブルがあった場合、学生支援課が事情聴取の上、指導・助言を行う場合があります。
- ※ 会則内容については、構成員全員に周知すること。